

平成 19 年 12 月 26 日  
内 閣 官 房  
総 務 省

## 「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について

- 1 再就職状況の公表については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)に基づき、各府省において毎年 1 回職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省においてこれを総括して公表しているところである。

今回、各府省において公表するのは、平成 18 年 8 月 16 日から平成 19 年 8 月 15 日までの 1 年間に各府省課長・企画官相当職以上で退職した職員に係る本年 12 月 1 日までの再就職(選挙によって公職に就いた場合を含む。)の状況であり、内閣官房及び総務省においてこれを総括した結果は別表 1 のとおりである。

### 〔概要〕

平成 18 年 8 月 16 日から平成 19 年 8 月 15 日までの 1 年間に各府省課長・企画官相当職以上で退職した職員の総数は、1,285 人。再就職先の区分ごとにとみると、多い順に、財団法人が 283 人(22.0%)、自営業が 242 人(18.8%)、社団法人が 161 人(12.5%)、営利法人が 151 人(11.8%)などとなっている。

- 2 認可法人、国と特に密接な関係を持つ公益法人(以下「公益法人」)の役員への就任に係る報告状況の公表については、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)等に基づき、毎年 1 回公表しているところである。

今回公表するのは、各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成 18 年 12 月 2 日から平成 19 年 12 月 1 日までの間に認可法人、公益法人の役員に就任する者として内閣官房に報告があった状況であり、内閣官房及び総務省において報告の全体状況を取りまとめた結果は別表 2 のとおりである。なお、個別の報告内容等については各府省から公表を行う。

### 〔概要〕

各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成 18 年 12 月 2 日から平成 19 年 12 月 1 日までの間に認可法人、公益法人の役員に就任する者として内閣官房に報告があったのは 4 件(認可法人 0 件、公益法人 4 件)であった。

- 3 各府省における再就職等の状況については、本日、各府省においてそれぞれ公表されているところである（別紙各府省公表担当窓口参照）。

**【連絡先】**

（再就職状況の公表）

内閣官房内閣総務官室 小林補佐、富岡主査

電話：03-3581-4628（直通） F A X：03-3581-7238

総務省人事・恩給局公務員高齢対策課 谷口補佐、須賀

電話：03-5253-5225（直通） F A X：03-5253-5216

（認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表）

内閣官房内閣総務官室 小林補佐、富岡主査

電話：03-3581-4628（直通） F A X：03-3581-7238

総務省大臣官房管理室 大野補佐、陶山主査

電話：03-5253-5184（直通） F A X：03-5253-5190

(別表1)

## 平成19年 再就職状況の公表について(総括表)

平成19年12月26日  
内閣官房  
総務省

平成18年8月16日から19年8月15日までの1年間に本府省課長・企画官相当職以上で退職した職員の再就職の概況は次のとおりです。

府省名	区分	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	財団法人	社団法人	学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	退職者合計
会計検査院		2	2			4	1	1		4		3(3)	17
人事院		1				1		1	2			6(6)	11
内閣官房		1				2			3				6
内閣法制局										1	1		2
内閣府			2			6	2			3		3(2)	16
宮内庁								1				2(2)	3
公正取引委員会								1		2		3	6
警察庁						5	3		6	11		1(1)	26
金融庁				1	1		2		2			2(1)	8
総務省		3	6	1	1	25	6	1	3	2		6(3)	54
公害等調整委員会										1			1
法務省		2				8	1	4	10	8	23	39(39)	95
外務省		1				2	1		1	9		20(20)	34
財務省			10	1	1	14	6	4	16	38	212	15(10)	317
文部科学省		1	8			4	2	10	3	3		1(1)	32
厚生労働省		2	13		1	41	28	2	22	1		3(2)	113
農林水産省			4			24	20	2	11	6	1	23(14)	91
経済産業省			13	5		45	18	4	7	2	4	37(23)	135
国土交通省		1	9			94	70		12	53	1	53(46)	293
環境省						4	1	2		1		1	9
防衛省						4			3	6		3(3)	16
全府省合計		14	67	8	4	283	161	33	101	151	242	221(176)	1,285

注1)「国又は地方公共団体の機関」は、再任用制度により国家公務員として勤務する場合及び顧問等として退職した府省に勤務する場合を含みません。

注2)「その他の非営利法人」とは、国立大学法人、大学共同利用機関、特定非営利活動法人、中間法人、協同組合、共済組合等をいいます。

注3)「その他」には他の再就職先区分に分類されない再就職のほか、再就職していない退職者、再就職先の不明な退職者等を含みます。また、再就職していない退職者、再就職先の不明な退職者等の人数については( )内に内数として表示しています。

(別表2)

平成19年 認可法人、公益法人の役員への就任に係る報告状況の公表について(総括表)

平成19年12月26日  
内閣官房  
総務省

各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成18年12月2日から平成19年12月1日までの間に認可法人、公益法人の役員に就任する者として報告があった状況は以下のとおりです。

府省名	区分	認可法人	公益法人	報告者数合計
会計検査院				
人事院				
内閣官房				
内閣法制局				
内閣府				
宮内庁				
公正取引委員会				
警察庁				
金融庁				
総務省				
公害等調整委員会				
法務省				
外務省				
財務省				
文部科学省				
厚生労働省			1	1
農林水産省				
経済産業省			1	1
国土交通省			2	2
環境省				
防衛省				
全府省合計			4	4

## 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)(抄)

### 新たな公務員制度の概要

#### 3 適正な再就職ルールの確立

##### (4) 再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上(地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。)の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

## 再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ(平成14年3月29日最終改正)

「中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)」及び「公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

#### 1. 公表内容

各府省は、所属対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

#### 2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

#### 3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度1回、過去1年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。

#### 4. 施行期日

本申合せは、平成14年4月1日から施行する。

## 今後の行政改革の方針 (平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)(抄)

### 6 公務員制度改革の推進等

#### (1) 公務員制度改革の推進

##### イ 当面の取組方針

##### (ア)適切な退職管理

( ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後 2 年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後 2 年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

## 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の認可法人役員への就任に係る措置について (平成 17 年 3 月 2 日関係府省申合せ)(抄)

- 1 . 各府省 (金融庁を含む。以下同じ。) は、平成 17 年 4 月 1 日以降、国家公務員出身者が離職後 2 年以内にその所管する認可法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ内閣官房長官に報告するものとする。
- 2 . 上記 1 . の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者 (退職予定者を含む。以下同じ。) のうち、本府省の課長相当職以上 (地方支分部局等における本府省の課長相当職以上 (教育職を除く。)) を含む。) の経験者とする。
- 3 . 各府省が行った報告の内容等は、毎年 1 回、内閣官房において取りまとめ、公表するものとする。

**「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について**（平成 17 年 3 月 2 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）（抄）

- 1 . 各府省(国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。)は、平成 17 年 4 月 1 日以降、国家公務員出身者が離職後 2 年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
- 2 . 上記 1 . の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上(教育職を除く。)を含む。）の経験者とする。
- 3 . 上記 1 . 「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、(中略)「国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。
- 4 . 各府省が行った報告の内容等は、毎年 1 回、内閣官房及び総務省において取りまとめ、公表するものとする。

**平成 19 年度「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任  
に係る報告状況の公表」各府省公表担当窓口**

府 省 名	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
会計検査院	事務総長官房人事課	樽澤 高畑	03-3581-8121(直通)
人事院	事務総局人事課	生田 高石	03-3581-5710(直通)
内閣官房	内閣総務官室	小林 富岡	03-3581-4628(直通)
内閣法制局	長官総務室総務課	北畠 鴨居	03-3581-4098(直通)
内閣府	大臣官房人事課	後藤 大久保	03-3581-4639(直通)
宮内庁	長官官房秘書課	牛久 加賀美	03-3213-1201(直通)
公正取引委員会	事務総局官房人事課	小室 石本	03-3581-5475(直通)
警察庁	長官官房人事課	江藤 鈴木	03-3581-0141(内線:2622)
金融庁	総務企画局総務課	蜂谷 藤田	03-3506-6028(直通)
総務省	大臣官房秘書課	砂山 渡邊	03-5253-5075(直通)
公害等調整委員会	事務局総務課	高山 塚越	03-3581-9961(直通)
法務省	大臣官房人事課	堀内 石塚	03-3592-5401(直通)
外務省	大臣官房人事課	野田 溝口	03-5501-8086(直通)
財務省	大臣官房秘書課	石川 大内	03-3581-7694(直通)
文部科学省	大臣官房人事課	大場 原	03-6734-2134(直通)
厚生労働省	(再)大臣官房人事課	金田、谷	03-3595-2077(直通)
	(認・公)大臣官房総務課	山崎	03-3595-3036(直通)
農林水産省	大臣官房秘書課	松尾 高野	03-6744-2001(直通)
経済産業省	大臣官房秘書課	平尾	03-3501-1608(直通)
国土交通省	(再)大臣官房人事課	武藤、吉田	03-5253-8170(直通)
	(認・公)大臣官房総務課	長谷川、伊藤	03-5253-8181(直通)
環境省	大臣官房秘書課	横山 小島	03-3580-1370(直通)
防衛省	大臣官房秘書課	見村 浜本	03-3268-3111(内線:20214)